

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点(単位)＝10円です。

計算例 10点＝100円(3割負担の方は30円の負担、1割負担の方は10円の負担増で)

1. 服薬管理指導料および情報提供料に関する事項

①服薬管理指導料 ・3か月以内に再来局、特養入所者、 情報通信機器を使用の場合(45点) ・上記以外の場合(59点)	患者様ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、薬剤の名称、用法、用量、 効能、効果、副作用、相互作用などの情報を文章で提供して説明するとと もに、患者様やその家族様等から服薬情報を収集し、服薬指導を行った場 合に算定しています。お薬手帳を持参されていない場合は「上記以外」の 点数になります。
---	--

2. 調剤基本料等の施設基準に関する事項

①調剤基本料 1 (45点)	健康保険法の定める基準によります。受付1回につき1度加算されます。 ただし、複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場 合、当該処方箋のうち、受付が2回目以降の調剤基本料は、処方箋受付1 回につき、所定点数の100分の80に相当する点数を算定します。
②地域支援体制加算 2 (40点)	かかりつけ薬剤師による適切な薬学的管理の提供、情報共有による地域・ 社会への貢献や多職種連携体制、24時間対応、在宅対応など、多様な二 ーズに対応できる体制を整えています
③後発医薬品調剤体制加算 3 (30点)	後発医薬品による調剤を積極的に推進している薬局のため、左記点数が加 算されています。
④連携強化加算 (5点)	災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保しています。

3. 無菌製剤処理加算に関する事項(当薬局では現在行っておりません)

①無菌製剤処理加算	2種以上の注射薬を無菌的に混合して(麻薬の場合は希釈を含む)、中心静 脈栄養法用輸液又は抗悪性腫瘍剤又は麻薬を製剤した場合、1日分製剤す る毎にそれぞれ69点、79点又は69点(6歳未満の乳幼児の場合には 137点、147点又は137点)が加算されます。
-----------	--

4. 在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費に関する事項

①在宅患者訪問薬剤管理指導料/ 居宅療養管理指導費 単一建物診療患者が1人 ：518単位 単一建物診療患者が2-9人 ：379単位 上記以外：342単位	居宅において療養を行っておられる患者様のうち、通院が困難な場合、調 剤後、お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただ くことができます。(担当医師の了解が必要です)
②在宅薬学総合体制加算 1 (15点)	この指導料が算定される場合、上述した「1. 薬剤服用歴管理指導料およ び情報提供料に関する点数」は重複して算定いたしません。 在宅患者訪問薬剤管理指導、(介護予防)居宅療養管理指導を行っている患 者様に対して、受付1回につき左記点数が加算されます。

5. かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項(かかりつけ薬剤師2名在籍)

①かかりつけ薬剤師指導料(76点 /回)、かかりつけ薬剤師包括管理料 (291点/月) ※患者様の同意により算定	一定の研修を受けた薬剤師が、現在使用している処方薬や市販薬などの情 報を把握し、薬の飲み方や重複、副作用などがいないか、1つの薬局で継続 的にチェックします。また、患者様の自宅に訪問して健康や薬の相談に応 じたり、薬局が開いていない時間帯もご相談いただける体制を整えていま す。
---	---

6. 特定薬剤管理指導加算(当薬局では現在行っておりません)

①特定薬剤管理指導加算 2 (100点)	抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者様に対して、抗悪性腫瘍剤等を 調剤した場合に点数が加算されます。
-------------------------	--

7. 在宅中心静脈栄養法加算(当薬局では現在行っておりません)

①在宅中心静脈栄養法加算 (150点)	薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他 必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管 方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行 い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
------------------------	--